

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が第2の1に記載の保有個人情報の一部を不開示とした決定の中で、実施機関が不開示とした部分のうち、次に掲げる部分については開示すべきであり、その余の部分について不開示とした決定は、妥当である。

- 1 医療保護入院者の退院届（平成21年10月9日付け及び平成25年3月25日付け）に記載されている「主治医氏名」及び医療保護入院者の定期病状報告書（平成25年2月25日付け）に記載されている「診断した精神保健指定医氏名」
- 2 医療保護入院者（第33条2項）の入院届（平成24年2月6日付け）に記載されている「同意者の氏名、性別、続柄、生年月日及び住所」
- 3 医療保護入院者の入院届（平成21年8月10日付け及び平成24年2月20日付け）及び定期病状報告書（平成25年2月25日付け）に記載されている「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分」並びに医療保護入院者の退院届（平成21年10月9日付け及び平成25年3月25日付け）に記載されている「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、年齢及び住所」

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

- 1 開示請求のあった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容
開示請求者に係る次の文書
 - (1) 医療保護入院者の入院届（平成21年8月10日付け及び平成24年2月21日付け）
 - (2) 医療保護入院者（第33条第2項）の入院届（平成24年2月6日付け）
 - (3) 医療保護入院者の退院届（平成21年10月9日付け及び平成25年3月25日付け）
 - (4) 医療保護入院者の定期病状報告書（平成25年2月25日付け）
- 2 本件保有個人情報のうち不開示とした部分
 - (1) 医療保護入院者の入院届のうち、医療機関の法人印、異議申立人の生活歴及び現病歴、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、医療保護入院の必要性、入院を必要と認めた精神保健指定医氏名、保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分
 - (2) 医療保護入院者の退院届のうち、保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び主治医氏名
 - (3) 医療保護入院者の定期病状報告書のうち、医療機関の法人印、異議申立人の生活歴及び現病歴、過去12ヶ月間の治療内容、病状の経過、今後の治療方針、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診断した精神保健指定医氏名、保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分

第3 異議申立ての趣旨及び理由

- 1 異議申立ての趣旨

一部開示決定の処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 一部開示決定通知には、知る権利による公文書の非開示決定が理由付記の要件を欠き違法である。知る権利についても記述していない。
- (2) 一部開示決定通知書記載の処分について、平成25年3月27日受付の医療保護入院者の退院届の病名欄は黒塗りされているが、その他の入院届等の病名欄は「ICDカテゴリーF31」と記載されている。この記載は有り得ない事実であり、有印公文書偽造同行使罪犯罪構成要件に該当する。刑事訴訟法第239条第2項の規定により「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とされているが、その説明責任を果たさず、一部開示決定通知書にもその理由が欠落している。直ちに警察に告発すべきである。
- (3) 個人情報保護条例第14条第3号アの「法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。この件について説明責任を果たしていない。非開示の理由付記が不十分であるとした最高裁判例がある。
- (4) 医療保護入院の名の下に逮捕監禁致傷罪を挙行している。この件について説明責任を果たしていない。
- (5) 個人情報保護条例第14条第3号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。違法な医療保護入院の結果、鹿児島市民に保障されている「いきいき健康診断」が受けられず、早期の前立腺癌の発見治療ができなかった。この件について説明責任を果たしていない。
- (6) 個人情報保護条例第14条第7号ウの「診断」に該当するなら、それは病院の医師等がしたものであり、市が行う事務又は事業に関する情報には当たらない。
- (7) 判例からも、生活歴、現病歴、現在の精神症状、問題行動等が記載されており、これを開示することで医療保護入院に係る円滑な事務の執行に支障を及ぼすおそれには該当しない。個人の問題であり、記載内容が正確なものか精査する必要がある。
- (8) 明白に違法かつ不当であり、「開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」には該当しない。
- (9) 主治医や保護者は黒塗りされているが、これは「法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。
- (10) 個人情報保護条例第27条で訂正請求権が認められているので、全面開示すべき。全面開示されなければ、一生精神障害者のレッテルがはられ、子孫まで不利益処分を受けてしまう。
- (11) 一部開示決定通知書の4に記載されている内容は、その理由が様式のどの部分に該当するか明示しておらず、説明責任を果たしていない。判例の非開示決定部分の理由付記の要件を欠き、違法かつ不当である。
- (12) 介護保険課に対する保有個人情報開示請求で、要介護認定に係る介護認定審査会資料（主治医意見書）が全面開示されたことで、逮捕監禁致傷罪の証拠を確保できた。同じ組織内が相反する決定をしたもので、今後大問題になり、大変な事案に発展し、逮捕監禁致傷等の証拠隠滅罪に該当する犯罪行為である。担当課が変わると主治医の意見書

等が開示される事実は、保健所の担当職員が保有個人情報の開示請求の実務に乏しく、勉強不足を表しており、指導して改善すべきである。

(13) 医療保護入院の必要性の判断基準である平成6年8月31日福岡高裁判決からも、今回の医療保護入院は、違法かつ不当である。

(14) 判例から、今回の違法かつ不当な行動制限付き医療保護入院は、逮捕監禁に当たる。

(15) 著名な精神科医師による著書及び当該著者へ直接行った質問に対する回答をみても、今回の三州脇田丘病院の医師の診断は、誤りである。

(16) 異議申立人の知人の証言書等からも、精神的な異常はない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

上記第2の1(1)における生活歴等の陳述者の氏名等、精神保健指定医氏名並びに保護者の氏名等、(2)における精神保健指定医氏名及び同意者の氏名等、(3)における保護者の氏名等及び主治医氏名並びに(4)における陳述者の氏名等、精神保健指定医氏名及び保護者の氏名等については、特定の個人を識別することができる情報であり、個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第3号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、同号本文に該当する。

上記第2の1(1)から(4)までにおける医療法人の印影については、法人の印影であり、一般に公にされているものとはいえ、医療法人の内部管理に関する情報であって、これを開示することにより、悪用されて当該医療法人に不利益を与えるおそれがあるため、条例第14条第4号アに該当する。

上記第2の1(1)から(4)までにおける医療法人の印影以外の不開示部分については、異議申立人の医療保護入院に係る資料として作成されたもので、本人に開示することを前提としておらず、これを開示した場合、今後、精神保健指定医が当該届出を記載する際、患者とのトラブルを避けるため、症状等についてその記載を簡素化する可能性がある。このことは、医療保護入院の適否の適正な判断及び制度の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号ウに該当する。

以上のことから、保有個人情報の開示に対する当該一部開示決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

本件保有個人情報は、平成26年改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、病院から実施機関に提出された医療保

護入院の措置が執られた異議申立人に係る入院届、退院届及び定期病状報告書である。

(2) 条例第14条第3号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、

- ① 医療保護入院者の入院届に記載されている「生活歴及び現病歴の陳述者氏名、続柄等」、「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」及び「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分」
- ② 医療保護入院者（第33条2項）の入院届に記載されている「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」及び「同意者の氏名、性別、続柄、生年月日及び住所」
- ③ 医療保護入院者の退院届に記載されている「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日及び住所」及び「主治医氏名」
- ④ 医療保護入院者の定期病状報告書に記載されている「生活歴及び現病歴の陳述者氏名、続柄等」、「診断した精神保健指定医氏名」及び「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分」

について、実施機関は、条例第14条第3号本文に該当するとして不開示としているため、その該当性について検討する。

イ 入院届及び定期病状報告書に記載されている「生活歴及び現病歴の陳述者氏名、続柄等」は、異議申立人の医療保護入院に係る生活歴及び現病歴について陳述した第三者の情報であるが、当該情報は、異議申立人が、法令又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、条例第14条第3号ただし書アに該当する情報とは認められない。

ウ 入院届に記載されている「入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名」について、審査会が、条例第14条第3号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと主張する根拠を実施機関から聴取したところ、入院が必要と認める医師の氏名は必ずしも患者の主治医ではないこと、また、患者が入院後において当該医師の氏名を知ることができる制度的な仕組みはないとのことであり、当該主張を否定する合理的理由もないため、今回の精神保健指定医の氏名は、条例第14条第3号ただし書アに該当する情報とは認められない。

エ 退院届に記載されている「主治医氏名」及び定期病状報告書に記載されている「診断した精神保健指定医氏名」については、入院中において、主治医が診療に当たっていることを勘案すると、いずれも異議申立人が知ることができる情報に該当するものと判断できるため、条例第14条第3号ただし書アに該当するものと認められる。

オ 平成21年8月10日付けの医療保護入院者の入院届に記載されている「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分」については、精神保健福祉法上、異議申立人の保護者となり得る資格を有する者が配偶者又は家庭裁判所の選任を受けた者に限られているところ、カで述べるとおり、家庭裁判所で選任を受けた者は異議申立人の知ることができる情報であることから、同選任手続を経ることなく保護者となり得る者は必然的に配偶者に限られることから、結果として条例第14条第3号ただし書アに該当するものと認められる。

カ 医療保護入院者（第33条2項）の入院届に記載されている「同意者の氏名、性別、続柄、生年月日及び住所」については、精神保健福祉法の規定により、同意者

がその後に家庭裁判所の選任を受けることとされていること、また同選任の結果は、家庭裁判所に請求することにより知ることができる情報に該当することから、条例第14条第3号ただし書アに該当するものと認められる。

キ そうすると、精神保健福祉法の規定により、保護者の選任を受けた後に提出することとされている入院届（平成24年2月20日付け）及び当該入院中における定期病状報告書に記載されている「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分」は、同意者と同一であることは明らかであることから、当該情報も第14条第3号ただし書アに該当するものと認められる。

ク 異議申立人は、条例第14条第3号ただし書イの該当性について主張するが、同規定は、第三者に関する情報を開示することにより害される個人の権利利益よりも開示されることにより保護される人の生命、財産等に関する権利利益が上回る場合を想定したものであるところ、今回の当該第三者に関する情報については、保護される具体的な権利利益は認められないことから、当該主張は当たらない。

(3) 条例第14条第4号の該当性について

本件保有個人情報のうち医療法人の印影については、医療法人の内部管理に関する情報であって、これを開示することにより、当該医療法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第14条第4号アに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 条例第14条第7号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、

- ① 医療保護入院者の入院届に記載されている「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」及び「医療保護入院の必要性」
- ② 医療保護入院者（第33条2項）の入院届に記載されている「医療保護入院の必要性」及び「病像又は状態像の概要」
- ③ 医療保護入院者の定期病状報告書に記載されている「生活歴及び現病歴」、「過去12ヶ月間の治療の内容とその結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」、「症状の経過」、「今後の治療方針」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」及び「現在の状態像」

について、実施機関は、条例第14条第7号ウに該当するとして不開示としているため、その該当性について検討する。

イ 上記アの情報は、異議申立人の診療に係る情報であるが、当該情報の開示の可否の判断に当たっては、医学上の専門的な学識経験を有する医師に求められるところ、審査会が実施機関から聴取したところによると、異議申立人が医療法人に本件の診療録の開示について求めたところ、異議申立人本人への病状への悪影響を勘案して開示しなかったとのことである。

当該判断を覆すには、社会通念上又は経験則上、当該判断について合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解されるが、審査会が実施機関及び異議申立人の主張を聴取した限りにおいて、当該特段の事情は認められないことから、当該医療法人の判断は尊重すべきものといわざるを得ない。

したがって、当該診療に関する情報は、条例第14条第7号ウに該当するものと判断する。

ウ また、上記(2)エ、オ及びカに関して、「主治医氏名」、「診断した精神保健指定医氏名」、「保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所及び保護者の区分」及び「同意者の氏名、性別、続柄、生年月日及び住所」を開示すると、医療保護入院制度の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張については、いずれも本人が知ることができる情報であることから、そのことをもって条例第14条第7号ウに該当するものには当たらない。

(5) その他異議申立人の主張について

その他異議申立人は、上記第3に記載のとおり種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものとは認められない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成27年 5月27日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年 6月10日	実施機関から開示決定の理由説明書を受理した。
平成27年 7月 6日	異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受理した。
平成27年 8月17日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成27年10月 7日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(実施機関から説明を聴取した。)
平成27年11月30日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取した。)
平成28年 1月12日 (第4回審査会)	答申案の審議を行った。